

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「R2徳土 徳島空港緩衝緑地 松・満穂他 植栽維持管理業務」に適用する。

(土木工事共通仕様書の適用)

第2条 本特記仕様書に記載のない事項については、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

(安全教育等)

第3条 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により作業月の一月あたり半日以上時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本業務内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施行技術指針等の周知徹底
- ④本業務における災害対策訓練
- ⑤本現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項

2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入の上、提出すること。

(交通誘導員)

第4条 交通誘導員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本業務では、交通誘導員Bを延べ人数4人見込んでいる。

2. 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、業務完了時に監督員へ1部提出しなければならない。

(業務実施時期)

第5条 本業務の実施時期は、次のとおり予定している。

7月20日～8月5日

業務完了時には、監督員の立会を受けること。

(業務実施時期)

第6条 本業務により発生する一般廃棄物（剪定枝、刈芝等）は、次に掲げる場所への搬出を見込んでいる。また、完了時には、搬出状況の分かる写真等を提出すること。

ア) 受入場所：板野郡松茂町豊久開拓 1-4-6（松茂町第二環境センター）

※上記に搬出する場合は、処分費不要。

イ) 受入条件：分別後搬出を行う。

せん定枝・・・小枝及び葉を分別除去し、1m程度、直径20cm未満に小割した

上で、搬出すること。

草・葉・・・仮置き乾燥に上、搬出すること。土・石等は取り除くこと。

ウ) 搬出日の詳細については、松茂町第二環境センターと打合せの上、決定すること。

(施工管理等)

- 第7条 工事写真は、同一箇所です施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。乾燥のため仮置が必要となる場合には、シート等で覆い、飛散防止を行うこと。
 3. 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
 4. 業務完了時には、出来型図面を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(草刈機による事故防止対策)

- 第8条 事前に現地調査を実施し、既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や、位置確認(目印の設置)を実施する。
2. 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区割りを計画する。
 3. 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業時間中は移動してもらうように依頼する。
 4. 草刈機の飛石防止設備を適切に使用し、状況に応じてベニヤ板、飛石防止用ネット等を使用する。
 5. 作業員はヘルメット・防護メガネ・手袋・安全ベスト等を着用し、安全な施工に努めること。

(高木の剪定)

- 第9条 剪定箇所はD、F、G、Hブロックに点在している歩車道に面した20本を対象としている。
2. 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行わなければならない。
 3. 剪定方法は、それぞれの樹種・樹形に応じて最も適切な方法(枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝降し等)により行うこと。
 4. 枝姿及び樹形の仕立て方、特に修景上規格形にする必要がある場合を除き、枝が生育する際に樹形が樹種ごとに固有性を有するように剪定すること。
 5. 剪定した枝葉は、通行人や車両等の障害にならないように根元に集積し、速やかに運搬処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃すること。
 6. 剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理を行うこと。
 7. 樹木に、幹や根元の大きな腐朽・空洞、樹体の揺らぎ等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。